

山梨労働局

定例記者会見配付資料

令和4年7月29日（金）

本日の記者発表及び令和4年8月のお知らせ等

I 本日の記者発表

1	「山梨県の労働市場の動き(令和4年6月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	令和3年度の個別労働紛争解決制度の施行状況を公表します ～いじめ・嫌がらせに係る相談が11年連続でトップ～	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

- 山梨労働局における令和3年度の個別労働紛争解決援助制度(個々の労働者と事業者間の労働条件等をめぐるトラブルを未然に防止し、早期の解決を図るための、「総合労働相談」、「助言・指導」、「あっせん」の制度)の施行状況を取りまとめました。
(全国版は厚労省HPに掲載 <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000959370.pdf>)

3	令和3年度の雇用均等関係法令の施行状況を公表します ～育児休業、パワーハラスメント防止措置の相談が100件超～	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

- 山梨労働局における令和3年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に係る施行状況を取りまとめました。
(全国版は厚労省HPに掲載 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000958829.pdf>)

II お知らせ

1	女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

- 令和4年7月8日厚生労働省令を改正し、労働者が301人以上の事業主におかれましては、女性の活躍に関する情報公表項目を追加し、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。

2	令和4年度 業務改善助成金のご案内 事業場内最低賃金の引上げを支援します	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

- 『業務改善助成金』は、設備投資等により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

III 今後の記者発表予定

1	「山梨県の労働市場の動き(令和4年7月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 公表予定日 令和4年8月30日(火) 午前10時30分から 山梨労働局 1階会議室
有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。QRコードからアクセスできます。是非ご活用ください。

ハローワークからの
お知らせ



【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日 8月30日(火)10:30～】



山梨労働局発表
令和4年7月29日

【照会先】

山梨労働局 雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 上野 由佳
室長補佐 宇治 誠
労働紛争調整官 林 俊作
電話 055-225-2851

令和3年度の個別労働紛争解決制度の施行状況を公表します
～いじめ・嫌がらせに係る相談が11年連続でトップ～

山梨労働局（局長 生方 勝）は令和3年度の個別労働紛争解決援助制度（個々の労働者と事業者間の労働条件等をめぐるトラブルを未然に防止し、早期の解決を図るための、「総合労働相談」、「助言・指導」、「あっせん」の制度）の施行状況を取りまとめましたので、公表します。

これらの施行状況を受け、今後とも個別労働紛争解決援助制度の円滑な施行に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでまいります。

【ポイント】

- 総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争の相談件数、あっせん申請件数は前年度より減少し、助言・指導の申出件数は増加した。

・総合労働相談	7,627件	(前年度比	14.5%減)
うち民事上の個別労働紛争の相談	1,369件	(同	14.9%減)
・助言・指導申出受付	69件	(同	72.5%増)
・あっせん申請受理	12件	(同	20.0%減)
- 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が404件（22.4%（前年度比 13.7%減））で最も多く、次いで、休業やシフト等に関する「その他労働条件」が392件（21.8%（前年度比 0.5%減））であった。

【添付資料】

資料 NO.1 令和3年度の個別労働紛争解決制度の施行状況

令和3年度の個別労働紛争解決制度の施行状況

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度の施行状況は以下のとおり。カッコ書きの数字は令和2年度の数字である。

1 総合労働相談コーナー(県内4箇所)で受け付けた相談状況(別添1)

山梨労働局においては、当局内のほか、甲府、都留及び鯉沢労働基準監督署内の県内計4箇所、あらゆる労働問題にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。

同コーナーを利用した令和3年度の総合労働相談件数は7,627件(8,923件)であり、前年度比で14.5%減少した。

総合労働相談コーナーを利用した相談7,627件のうち、労働者からの相談の割合は、54.8%(54.7%)、使用者からの相談の割合は、30.1%(30.9%)であった。

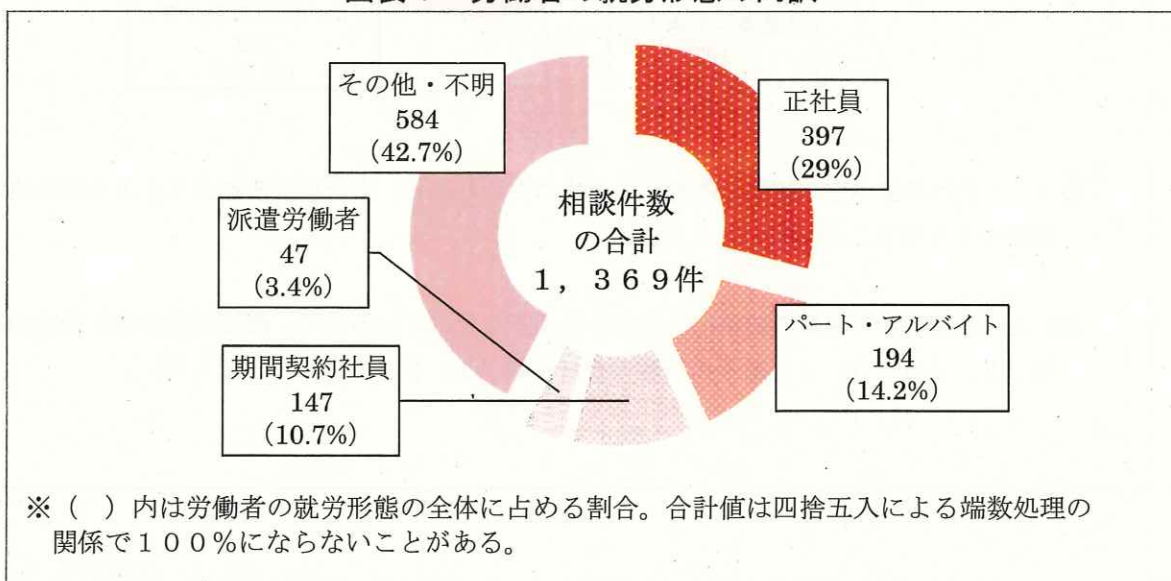
総合労働相談コーナーを利用した相談7,627件のうち、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引下げ等のいわゆる「民事上の個別労働紛争」についての相談件数は1,369件(1,608件)であり、前年度比で14.9%減少した。

2 民事上の個別労働紛争の相談状況(別添1)

(1) 民事上の個別労働紛争の相談1,369件のうち、労働者からの相談の割合は82.2%(81.3%)、使用者からの相談の割合は9%(8.7%)であった。

また、個別労働紛争に係る労働者の就労形態の内訳を見ると、正社員が29%(27.2%)と最も多く、次いでパート・アルバイトが14.2%(17%)、期間契約社員が10.7%(10.1%)の順であった(図表1)。

図表1 労働者の就労形態の内訳

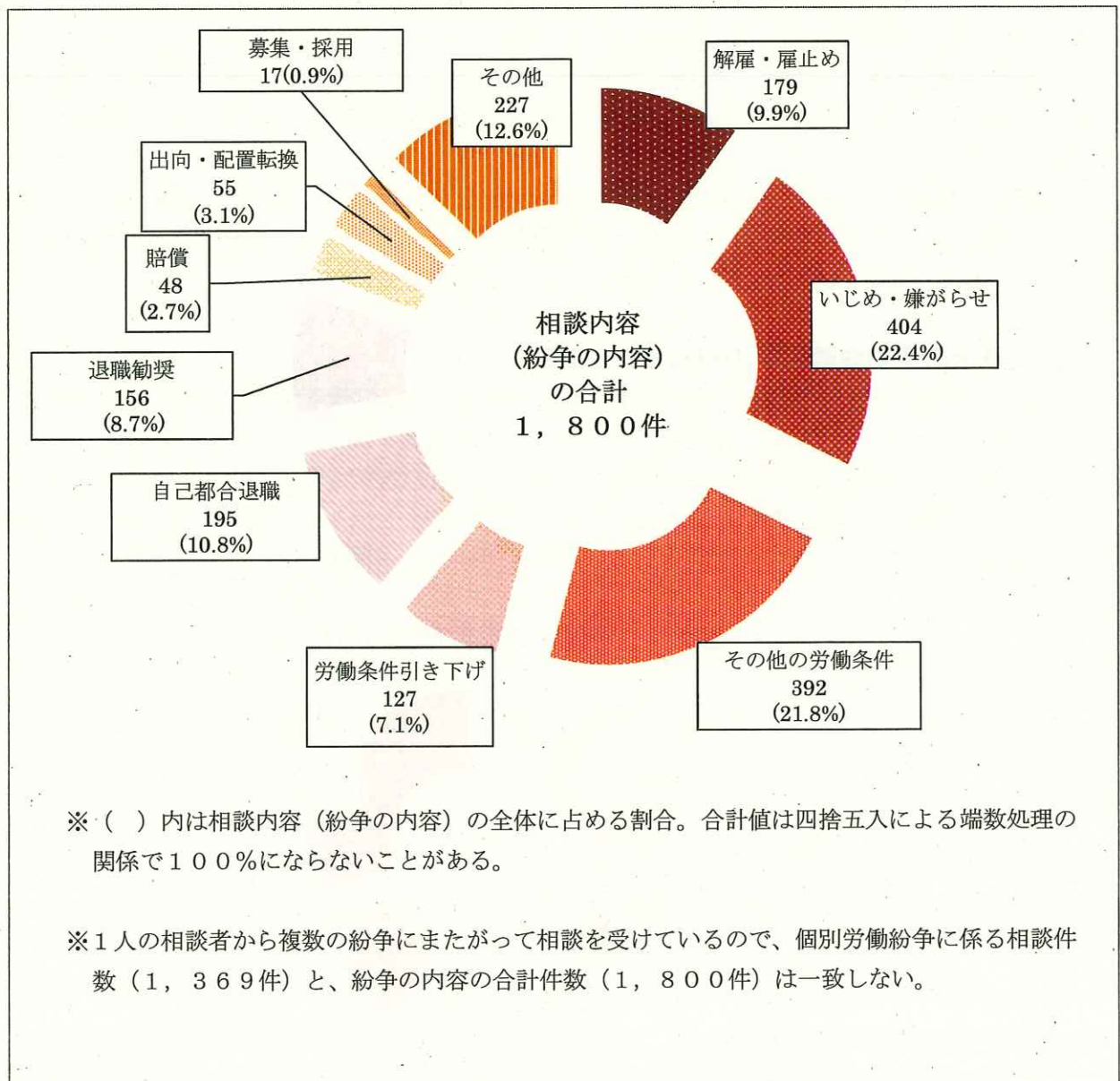


(2) 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）を見ると、

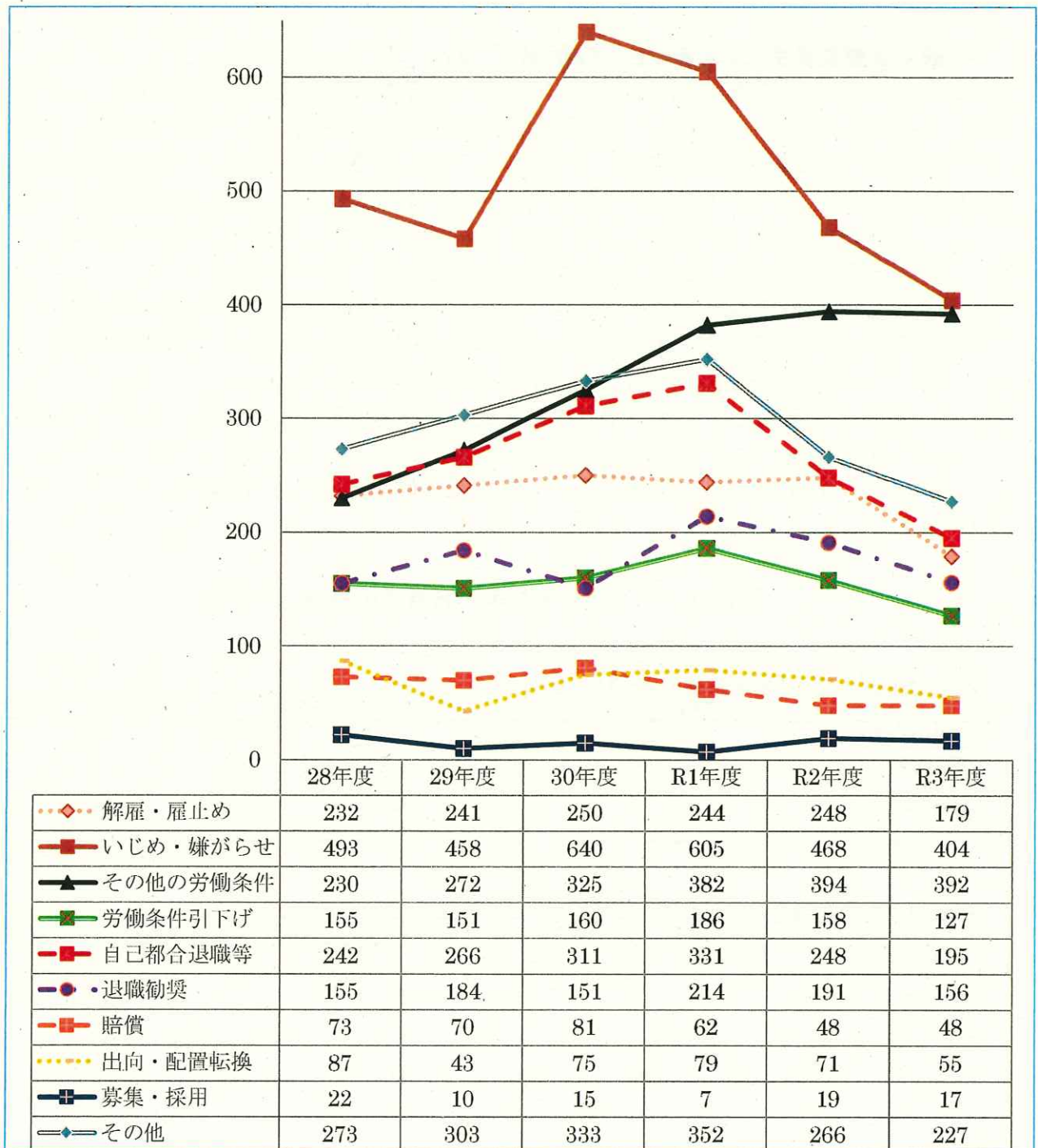
- ①いじめ・嫌がらせ 22.4% (22.2%)
- ②その他の労働条件 21.8% (18.7%)
- ③自己都合退職 10.8% (11.7%)

に関するものが上位を占めている。なお、いじめ・嫌がらせに関する相談件数は平成23年度以降11年連続で第1位となっている。（図表2）、（図表3）

図表2 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数



図表3 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数推移（6年間）



3 労働局長による助言・指導の状況（別添2の1）

(1) 助言・指導の申出件数は69件(40件)であり、前年度比で72.5%増加した。

申出69件は67件が労働者で2件が事業主からのものであり、就労形態別では、正社員の割合が46.4%(40%)と最も多く、次いで、期間契約社員23.2%(20%)、パート・アルバイト14.5%(30%)の順であった。

また、紛争の内容としては、その他の労働条件28件(9件)が最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせ16件(7件)、雇止め9件(4件)、自己都合退職7件(7件)等の順であった。

(2) 助言・指導の実施状況は、全ての手続きを終了しており、このうち4.3件が解決(注：一部解決含む)している。

4 紛争調整委員会によるあっせんの状況(別添2の2)

(1) あっせんの申請件数は12件(15件)で、前年度比で20%減少した。

あっせん申請12件は11件が労働者で1件が事業主からのものであり、就労形態別では、正社員の割合が66.7%(53.3%)と最も多く、次いで期間契約社員が8.3%(6.7%)、パート・アルバイト8.3%(33.3%)等の順であった。

紛争の内容としては、いじめ・嫌がらせ3件(1件)、その他の労働条件3件(4件)、退職勧奨2件(2件)、懲戒処分2件(0件)等となっている。

(2) あっせんの申請がなされた場合、紛争当事者の双方が参加した場合にはあっせんが開催され、合意又は不調となる(不調の場合は打切りとなる)。紛争当事者のどちらか一方が不参加であった場合にはあっせんは打切りとなる。

令和3年度においては、全てのあっせん手続きを終了しており、このうち紛争当事者の双方があっせんに参加したものは5件(参加率38.5%)であった。

また、当事者間の合意が成立した事案は4件であった。(図表4)

図表4 あっせん参加率・合意率の推移(6年間)

あっせん参加率(注:3月末時点で処理が終了した件数をもとに算出)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
①手続き終了件数	21	28	14	28	16	13
②参加件数	10	18	9	15	4	5
③参加率(②/①)	47.6%	64.3%	64.3%	53.6%	25.0%	38.5%

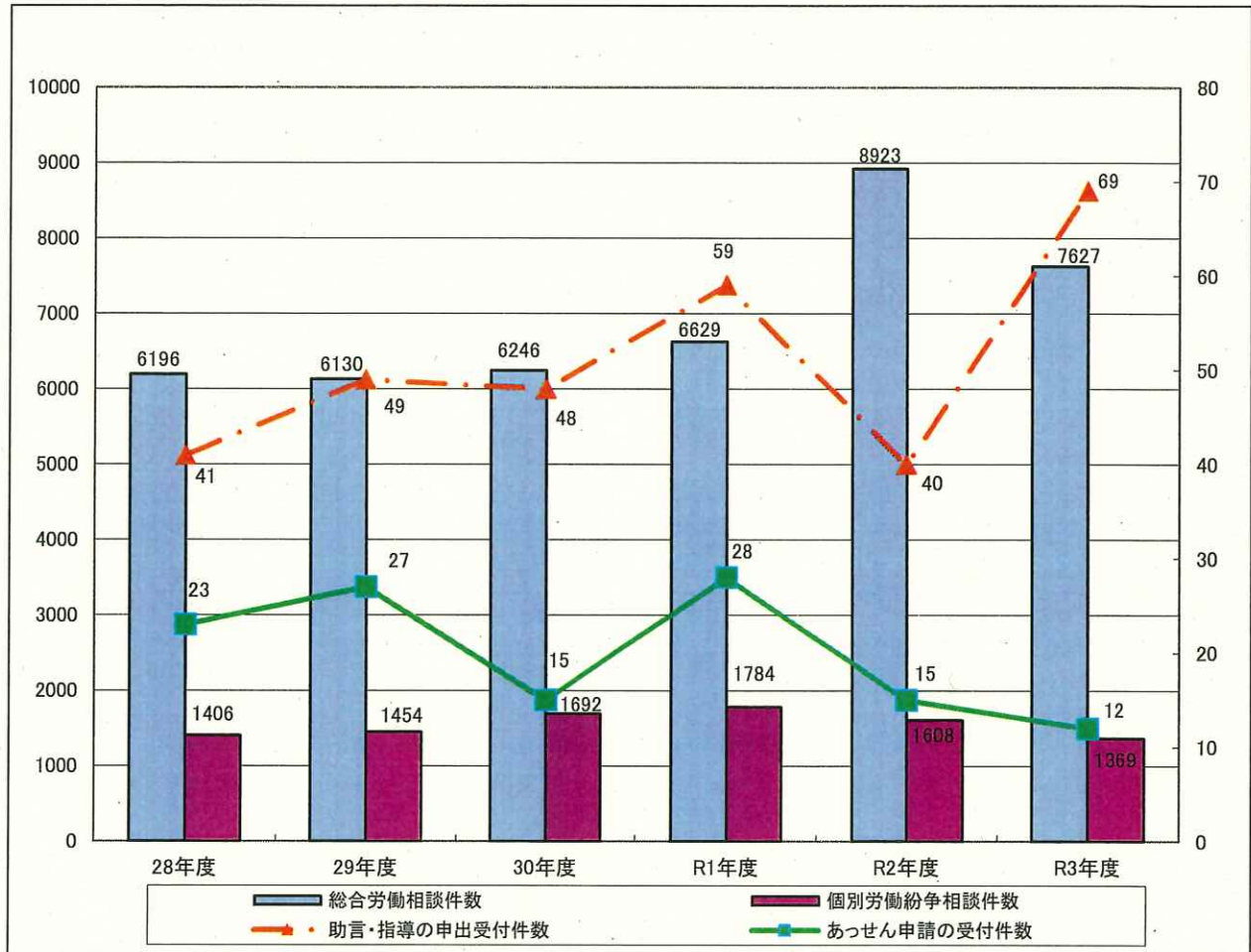
合意率(注:3月末時点で処理が終了した件数をもとに算出)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
④合意件数	6	9	4	10	0	4
⑤申請件数からみた合意率(④/①)	28.6%	32.1%	28.6%	35.7%	0.0%	30.8%
⑥参加件数からみた合意率(④/②)	60.0%	50.0%	44.4%	66.7%	0.0%	80.0%

5 施行状況の推移

(1) 総合労働相談コーナーで受け付けた総合労働相談件数、個別労働紛争相談件数、助言・指導の申出受付件数、あっせん申請の受付件数の過去6年間の推移は図表5のとおり。

図表5 過去6年間の利用状況の推移



(2) 令和元年度までの総合労働相談件数は、6,000件台で推移していたが、令和2年度はコロナ禍の影響により8,923件と急増。令和3年度もコロナ禍の影響は続いており7,627件と高止まりしている。

(3) 労働局長による助言・指導申出受付件数は令和2年度の40件から令和3年度は69件に急増。統計を取り始めた平成13年度以来最多となった。あっせん申請受付件数は、令3年度は12件と前年度に比べ3件減少した。

6 制度利用の促進

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づくものであり、法施行から21年余りが経過したが、人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化を反映し、県内4箇所の総合労働相談コーナーには、労働問題に関する相談が若干の増減はあるものの依然として多く寄せられている。

個別労働紛争は、紛争当事者が早期に、かつ誠意を持って自主的に解決を図ることが望ましいが、それらが困難な場合の円満な解決のための行政サービスとして、労使がより簡易・迅速に個別労働紛争を解決できるよう、山梨労働局では今後とも本制度の一層の周知及び円滑な実施に努めていくこととしている。(別添3)

(参考)

1 個別労働紛争解決制度について

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加しており、これら個別労働関係紛争の最終的解決手段としては裁判制度があるが、裁判には多くの時間と費用がかかるのが実態である。また、労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、職場の労使慣行等を踏まえることも重要である。

このため、労働問題への高い専門性を有する都道府県労働局において、無料で個別労働関係紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働関係紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行（平成13年10月1日）され、この法律に基づいて、次の制度が用意されている。

- ①労働問題に関する情報提供・相談
- ②労働局長による助言・指導
- ③紛争調整委員会によるあっせん

2 助言・指導とは

労働局長が紛争当事者に問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に解決することを促進する制度である。

3 あっせんとは

民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争調整委員会にあっせんに委任し、あっせん委員（弁護士等の学識経験者）が双方の主張の要点を確かめ、具体的な解決案を示すなどにより和解を促す制度である。

あっせんの特徴としては、簡易（申請書の提出のみで足りること）、迅速（原則1回のあっせんで結論が出されること）、無料等が挙げられる。

☆ 山梨労働局管内の総合労働相談コーナー（4箇所）の所在地等 ☆

①山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室

甲府市丸の内1-1-11 (TEL) 055-225-2851

②甲府総合労働相談コーナー

甲府労働基準監督署

甲府市下飯田2-5-51 (TEL) 055-224-5620

③都留総合労働相談コーナー

都留労働基準監督署

都留市四日市場23-2 (TEL) 0554-43-2195

④鰍沢総合労働相談コーナー

鰍沢労働基準監督署

南巨摩郡富士川町鰍沢655-50 (TEL) 0556-22-3181

労働相談の状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

山梨労働局

1 総合労働相談コーナーに寄せられた相談		7,627 件 (8,923) 件	
相談者の種類			
労働者	4,180 件 (4,884) 件 54.8%	使用者	2,294 件 (2,756) 件 30.1%
		その他	1,153 件 (1,283) 件 15.1%
2 1のうち民事上の個別労働紛争に係る相談件数		1,369 件 (1,608) 件	
①相談者の種類			
労働者	1,126 件 (1,307) 件 82.2%	使用者	123 件 (140) 件 9.0%
		その他	120 件 (161) 件 8.8%
②労働者の就労状況			
正社員	397 件 (437) 件 29.0%	パート・アルバイト	194 件 (274) 件 14.2%
期間契約社員	147 件 (163) 件 10.7%	派遣労働者	47 件 (75) 件 3.4%
		その他・不明	584 件 (659) 件 42.7%
③紛争の内容			
解雇	104 件 (182) 件 5.8%		
〔普通解雇〕	68 件 (135) 件 3.8%	整理解雇	15 件 (27) 件 0.8%
		懲戒解雇	21 件 (20) 件 1.2%
労働条件の引下げ	127 件 (158) 件 7.1%		
〔賃金引下げ〕	64 件 (65) 件 3.6%	退職金引下げ	4 件 (3) 件 0.2%
		その他の引下げ	59 件 (90) 件 3.3%
出向・配置転換	55 件 (71) 件 3.1%	退職勧奨	156 件 (191) 件 8.7%
		懲戒処分	27 件 (13) 件 1.5%
採用内定取消	3 件 (11) 件 0.2%	雇止め	75 件 (66) 件 4.2%
		昇給、昇格	1 件 (4) 件 0.1%
自己都合退職	195 件 (248) 件 10.8%	その他の労働条件	392 件 (394) 件 21.8%
		募集・採用	17 件 (19) 件 0.9%
定年・年齢差別	6 件 (7) 件 0.3%	雇用管理改善等	4 件 (1) 件 0.22%
		労働契約の承継	0 件 (0) 件
いじめ、嫌がらせ	404 件 (468) 件 22.4%	教育訓練	1 件 (0) 件
		人事評価	8 件 (1) 件 0.44%
賠償	48 件 (48) 件 2.7%	その他	177 件 (229) 件 9.8%

(注) 1 () 内は前年同期

2 1人の相談者が、複数の相談をする場合があるので、相談件数と紛争の内容の件数とは必ずしも一致しない。

個別労働紛争解決制度の運用状況
(助言・指導、あっせん実施状況)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

山梨労働局

1 労働局長による助言・指導の件数

(1) 助言・指導の申出件数 69件 (40)件

紛争の内容	72件	(44)件					
解雇	1件	(5)件					
	1.4%						
〔普通解雇	0件	(4)件	整理解雇	0件	(0)件	懲戒解雇	1件 (1)件
	0.0%						1.4%
労働条件の引下げ	1件	(2)件					
	1.4%						
賃金引下げ	1件	(0)件	退職金引下げ	0件	(0)件	その他の引下げ	0件 (2)件
							0.0%
出向・配置転換	2件	(2)件	退職勧奨	3件	(3)件	懲戒処分	2件 (0)件
	2.8%			4.2%			
採用内定取消	0件	(1)件	雇止め	9件	(4)件	昇給、昇格	0件 (0)件
	0.0%			12.5%			
自己都合退職	7件	(7)件	その他の労働条件	28件	(9)件	募集・採用	1件 (0)件
	9.7%			38.9%			
定年・年齢差別	0件	(0)件	雇用管理改善等	0件	(0)件	労働契約の承継	0件 (0)件
いじめ・嫌がらせ	16件	(7)件	教育訓練	0件	(0)件	人事評価	0件 (0)件
	22.2%						
賠償	1件	(2)件	その他	1件	(2)件		
	1.4%			1.4%			

(2) 助言・指導の手続を終了した件数 70件 (39)件

終了の区分							
助言を実施	69件	(38)件					
	98.6%						
〔解決・一部解決	43件	(24)件	未解決	26件	(14)件	〕	
	61.4%			37.1%			
取下げ	1件	(0)件	制度対象外	0件	(0)件	打ち切り	0件 (1)件
							0.0%

(注) 1 ()内は、前年同期
2 1人の申出・申請件数に、複数の紛争内容が含まれる場合があるので、申出・申請件数と紛争の内容の件数とは必ずしも一致しない。

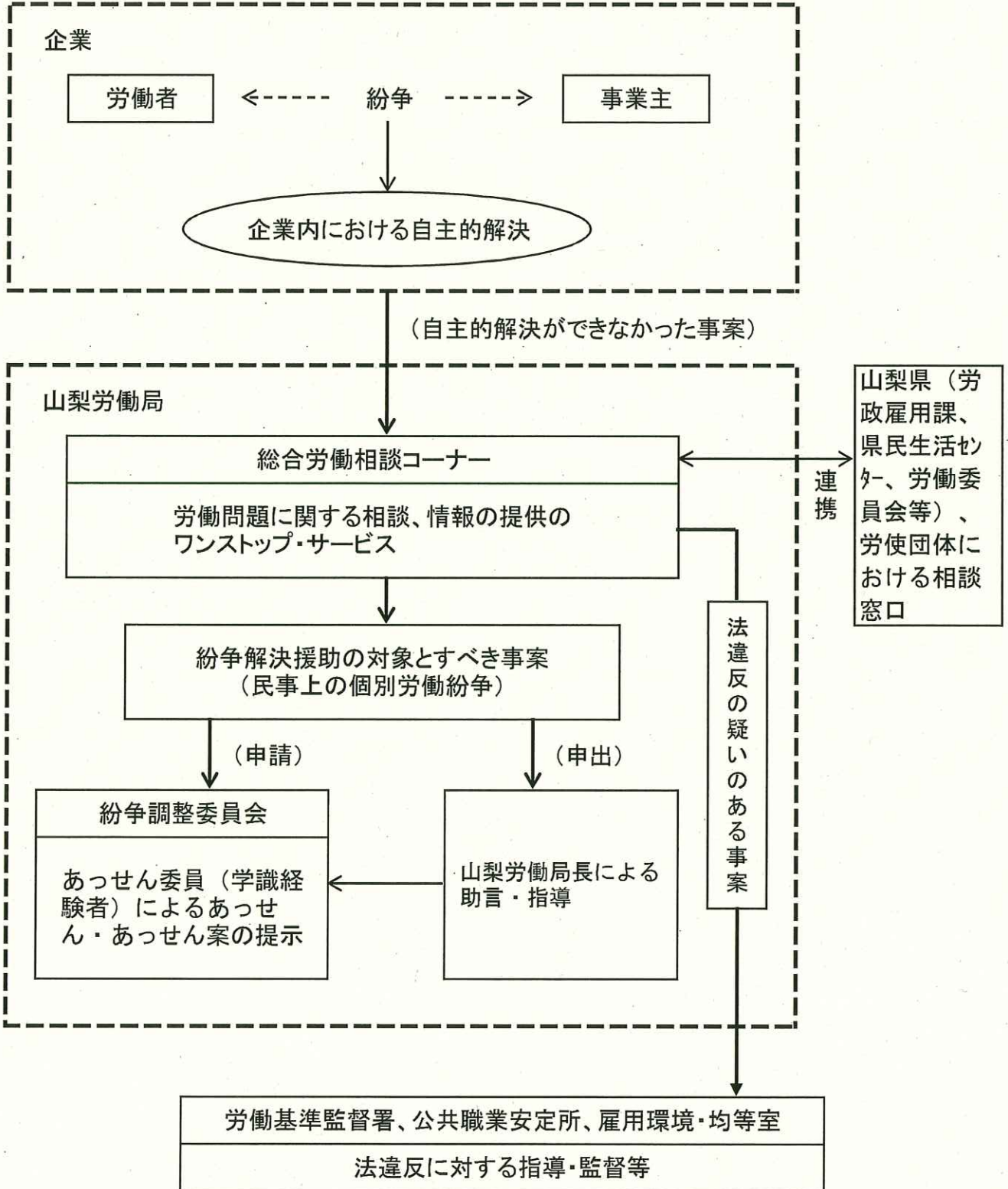
2 紛争調整委員会によるあっせん

(1) あっせん申請件数		12 件 (15) 件			
紛争の内容	12 件 (15) 件				
解 雇	1 件 (6) 件 8.3%				
[普通解雇	0 件 (6) 件 0.0%	整理解雇	1 件 (0) 件	懲戒解雇	0 件 (0) 件]
労働条件の引下げ	1 件 (0) 件				
[賃金引下げ	1 件 (0) 件	退職金引下げ	0 件 (0) 件	その他の引下げ	0 件 (0) 件]
在籍出向・配置転換	0 件 (0) 件	退職勧奨	2 件 (2) 件 16.7%	懲戒処分	2 件 (0) 件
採用内定取消	0 件 (0) 件	雇止め	0 件 (2) 件 0.0%	昇給、昇格	0 件 (0) 件
自己都合退職	0 件 (0) 件	その他の労働条件	3 件 (4) 件 25.0%	定年・年齢差別	0 件 (0) 件
雇用管理改善等	0 件 (0) 件	労働契約の承継	0 件 (0) 件	いじめ・嫌がらせ	3 件 (1) 件 25.0%
教育訓練	0 件 (0) 件	人事評価	0 件 (0) 件	賠償	0 件 (0) 件
その他	0 件 (0) 件				
(2) あっせんの手続きを終了した件数		13 件 (16) 件			
終了の区分					
当事者間の合意の成立	4 件 (0) 件				
	[あっせんによる合意	4 件 (0) 件	あっせんによらない合意	0 件 (0) 件]	
打切り	9 件 (16) 件 69.2%				
	[あっせん不参加	8 件 (12) 件 61.5%	あっせん合意せず	1 件 (4) 件 7.7%]]
申請の取下げ	0 件 (0) 件				
対象外事案	0 件 (0) 件				

(注) 1 () 内は、前年同期

2 1人の申出・申請件数に、複数の紛争内容が含まれる場合があるので、申出・申請件数と紛争の内容の件数とは必ずしも一致しない。

個別労働紛争解決制度のスキーム



山梨労働局発表
令和4年7月29日

【照会先】

山梨労働局 雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 上野 由佳
室長補佐 宇治 誠
労働紛争調整官 林 俊作
電話 055-225-2851

令和3年度の雇用均等関係法令の施行状況を公表します
～育児休業、パワーハラスメント防止措置の相談が100件超～

山梨労働局(局長 生方 勝)は、令和3年度に雇用環境・均等室が取り扱った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に係る施行状況をまとめましたので公表します。

山梨労働局では、引き続き、法の履行確保に向けた適切な助言・指導等を行っていくとともに、令和4年4月1日から3段階で施行される改正育児・介護休業法、令和4年4月1日に中小企業にも適用されたパワーハラスメント防止措置(労働施策総合推進法)等について、周知啓発に努めてまいります。

【ポイント】

○ 相談件数は682件であった。

- ・男女雇用機会均等法に関する相談では、「セクシュアルハラスメント」に関するものが48件(32.0%)で最も多く、次いで「婚姻、妊娠・出産を理由とする不利益取扱い」に関するものが39件(26.0%)であった。
- ・育児・介護休業法に関する相談では、育児関係については、「育児休業」に関する相談が190件(64.2%)と最も多く、次いで「育児休業以外」に関する相談が63件(21.3%)であった。介護関係については、「介護休業」に関する相談が61件(63.5%)で最も多かった。
- ・パートタイム・有期雇用労働法に関する相談では、「均等・均衡待遇関係」いわゆる同一労働同一賃金に関する相談が18件(90.0%)で最も多かった。
- ・労働施策総合推進法に関する相談では、「パワハラ防止措置」に関する相談が104件(95.4%)で最も多かった。

○ 行政指導を行った件数は365件であった。

- ・男女雇用機会均等法における指導では、「母性健康管理措置」が40件(40.8%)と最も多く、次いで「妊娠・出産等に関するハラスメント」が34件(34.7%)、「セクシュアルハラスメント」が24件(24.5%)であった。
- ・育児・介護休業法における指導では、「育児休業等に関するハラスメント防止措置」が37件(育児休業関係のうち100%)、「介護休業等に関するハラスメント防止措置」が37件(介護休業関係のうち100%)であった。
- ・パートタイム・有期雇用労働法における指導では、「事業主に対する援助」いわゆる同一労働同一賃金に関する助言が58件(30.1%)で最も多かった。
- ・労働施策総合推進法における指導は、0件であった。

【添付資料】 資料 令和3年度の雇用均等関係法令の施行状況

令和3年度の雇用均等関係法令の施行状況

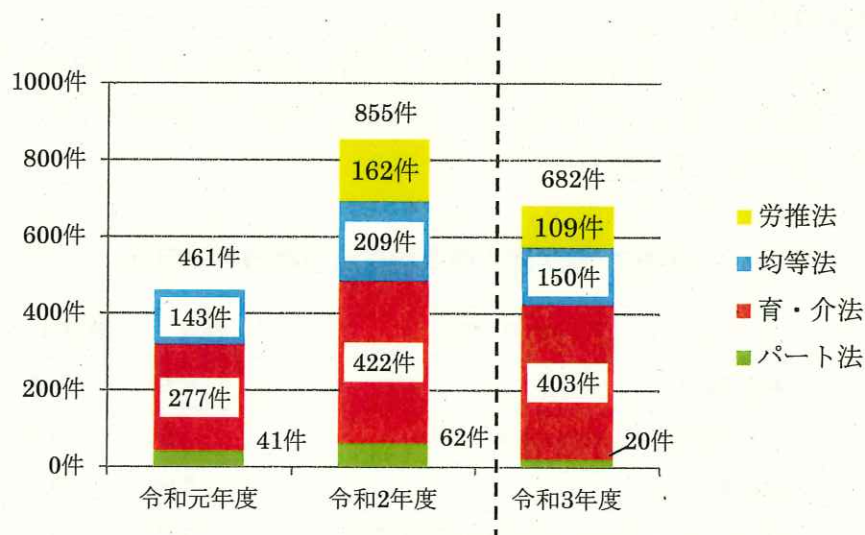
～ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関する相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ ～

1 雇用環境・均等室で取り扱った相談、是正指導の状況(総数)

(1) 相談状況

令和3年度に山梨労働局雇用環境・均等室に寄せられた相談は682件であった。男女雇用機会均等法に関する相談は150件、育児・介護休業法に関する相談は403件、パートタイム・有期雇用労働法に関する相談は20件、労働施策総合推進法に関する相談は109件であった。(図表1)

図表1 相談件数の推移



(2) 是正指導の状況

雇用環境・均等室では、相談を端緒とするほか、法に沿った雇用管理状況の把握等を目的として、計画的に事業所訪問指導等を行っている。

令和3年度は延べ365件の行政指導を行った。内訳は、パートタイム・有期雇用労働法に関するものが193件(52.9%)と最も多く、男女雇用機会均等法に関するものが98件(26.8%)、育児・介護休業法に関するものが74件(20.3%)であった。

(3) 紛争解決援助の状況

紛争の解決援助の申立て(労働局長による援助及び調停)は2件(前年度3件)であった。

2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 相談状況

相談件数は150件であった。内訳は、「セクシュアルハラスメント」に関するものが48件(32.0%)と最も多く、次いで「婚姻、妊娠・出産を理由とする不利益取扱い」に関するものが39件(26.0%)であった。

(図表2)

図表2 男女雇用機会均等法相談内容の内訳

相談内容	件数	構成比
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)	1件	0.7%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	39件	26.0%
セクシュアルハラスメント	48件	32.0%
妊娠・出産等に関するハラスメント	20件	13.3%
母性健康管理措置	30件	20.0%
その他	12件	8.0%
合計	150件	100.0%

(2) 是正指導の状況

法第29条に基づき、50事業場を対象に98件の助言を行った。内容は、「母性健康管理措置」が40件(40.8%)と最も多く、次いで「婚姻、妊娠・出産等に関するハラスメント」が34件(34.7%)であった。(図表3)

図表3 男女雇用機会均等法指導内容の内訳

指導内容	件数	構成比
募集・採用	0件	0.0%
配置・昇進・降格・教育訓練等	0件	0.0%
間接差別	0件	0.0%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0件	0.0%
セクシュアルハラスメント	24件	24.5%
妊娠・出産等に関するハラスメント	34件	34.7%
母性健康管理措置	40件	40.8%
その他	0件	0.0%
合計	98件	100.0%

(3) 紛争解決援助の状況

法第17条に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は0件(前年度1件)であった。法第18条に基づく調停の申請は1件(前年度2件)であり、申請内容は「セクシュアルハラスメント」に係るものであった。

3 育児・介護休業法の施行状況

(1) 相談状況

相談件数は 403 件であった。内訳は、育児関係が 296 件(73.4%)、介護関係が 96 件(23.8%)等であった。育児関係については、「育児休業」が 190 件(64.2%)であり、次いで「育児休業以外(子の看護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が 63 件(21.3%)であった。介護関係については、「介護休業」が 61 件(63.5%)であり、次いで「介護休業以外(介護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が 26 件(27.1%)であった。(図表4)

図表4 育児・介護休業法関係相談内容の内訳

相談内容		件数	構成比
育児関係	育児休業	190 件	64.2%
	育児休業以外 (子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮)	63 件	21.3%
	育児休業に係る不利益取扱い	28 件	9.5%
	育児休業以外に係る不利益取扱い (子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、3歳までの所定労働時間短縮措置、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い)	7 件	2.4%
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置	8 件	2.7%
	小計	296 件	100.0%
介護関係	介護休業	61 件	63.5%
	介護休業以外 (介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮)	26 件	27.1%
	介護休業に係る不利益取扱い	2 件	2.1%
	介護休業以外に係る不利益取扱い [介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等(義務)、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い]	2 件	2.1%
	介護休業等に関するハラスメント防止措置	5 件	5.2%
	小計	96 件	100.0%
その他	11 件		
合計	403 件		

73.4%

23.8%

2.7%

(2) 是正指導の状況

法第 56 条に基づき、37 事業所を対象に 74 件の助言を行った。

育児関係は 37 件であり、内訳は、「育児休業等に関するハラスメント防止措置」が 37 件(100%)であった。

介護関係は 37 件であり、内訳、「介護休業等に関するハラスメント防止措置」が 37 件(100%)であった。

(図表5)

図表5 育児・介護休業法指導内容の内訳

指 導 内 容		件数	構成比
育 児 関 係	休業制度	0件	0.0%
	子の看護休暇	0件	0.0%
	所定外労働の制限	0件	0.0%
	時間外労働の制限	0件	0.0%
	深夜業の制限	0件	0.0%
	3歳までの所定労働時間の短縮措置等(義務)	0件	0.0%
	小学校就学までの所定労働時間の短縮措置等(努力義務)	0件	0.0%
	休業等に関するハラスメント防止措置	37件	100.0%
	ハラスメント相談を理由とする不利益取扱	0件	0.0%
	休業期間等の通知	0件	0.0%
	小計	37件	100.0%
介 護 関 係	休業制度	0件	0.0%
	介護休暇	0件	0.0%
	所定外労働の制限	0件	0.0%
	時間外労働の制限	0件	0.0%
	深夜業の制限	0件	0.0%
	所定労働時間の短縮措置等(義務)	0件	0.0%
	所定労働時間の短縮措置等(努力義務)	0件	0.0%
	休業等に関するハラスメント防止措置	37件	100.0%
	ハラスメント相談を理由とする不利益取扱	0件	0.0%
	休業期間等の通知	0件	0.0%
	小計	37件	100.0%
職業家庭両立推進者		0件	
合 計		74件	

(3) 紛争解決援助の状況

法第52条の4に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は0件(前年度0件)であった。法第52条の5に基づく調停の申請は0件(前年度0件)であった。

4 パートタイム・有期雇用労働法の施行状況(パートタイム労働法分含む。)

(1) 相談状況

相談件数は 20 件であった。内訳は、均等・均衡待遇関係に関する相談が 18 件(90.0%)、正社員転換 1 件(5.0%)等であった。(図表6)

図表6 パートタイム・有期雇用労働法関係相談内容の内訳

相談内容	件数	構成比
均等・均衡待遇関係（短時間労働者の待遇の原則、差別的取扱いの禁止、賃金の均衡待遇、教育訓練、福利厚生施設）	18 件	90.0%
体制整備（労働条件の文書交付等、就業規則の作成手続、措置・待遇に関する説明、相談のための体制整備、短時間雇用管理者の選任）	0 件	0.0%
正社員転換	1 件	5.0%
その他	1 件	5.0%
合計	20 件	100.0%

(2) 是正指導の状況

法第 18 条に基づき、65 事業所を対象に 193 件の助言を行った。

内訳は、「事業主に対する援助」(同一労働同一賃金に係る助言)が 58 件(30.1%)で最も多く、次いで「就業規則の作成手続」が 42 件(21.8%)であった。(図表7)

図表7 パートタイム・有期雇用労働法指導内容の内訳

指導内容	件数	構成比
労働条件の文書交付等	27 件	14.0%
就業規則の作成手続	42 件	21.8%
差別的取扱いの禁止	0 件	0.0%
賃金	1 件	0.5%
教育訓練	9 件	4.7%
福利厚生施設	0 件	0.0%
通常の労働者への転換	18 件	9.3%
措置・待遇に関する説明	18 件	9.3%
相談体制の整備	4 件	2.1%
短時間雇用管理者	12 件	6.2%
事業主に対する援助(同一労働同一賃金)	58 件	30.1%
指針(雇用管理者氏名の周知)	4 件	2.1%
合計	193 件	100.0%

(3) 紛争解決援助の状況

法第24条に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は0件(前年度0件)であった。
法第25条に基づく調停の申請は0件(前年度0件)であった。

5 労働施策総合推進法の施行状況(令和2年6月1日施行)

(1) 相談状況

相談件数は109件であった。内訳は、「パワハラ防止措置」に関するものが104件で全体の95.4%を占め、次いで「相談理由不利益取扱」4件(3.7%)であった。(図表8)

図表8 労働施策総合推進法相談内容の内訳

相談内容	件数	構成比
パワハラ防止措置	104件	95.4%
相談理由不利益取扱	4件	3.7%
その他	1件	0.9%
合計	109件	100.0%

(2) 是正指導の状況

法第36条に基づき、3事業場を対象に報告の請求を行ったが、助言・指導は0件であった。
(図表9)

図表9 労働施策総合推進法指導内容の内訳

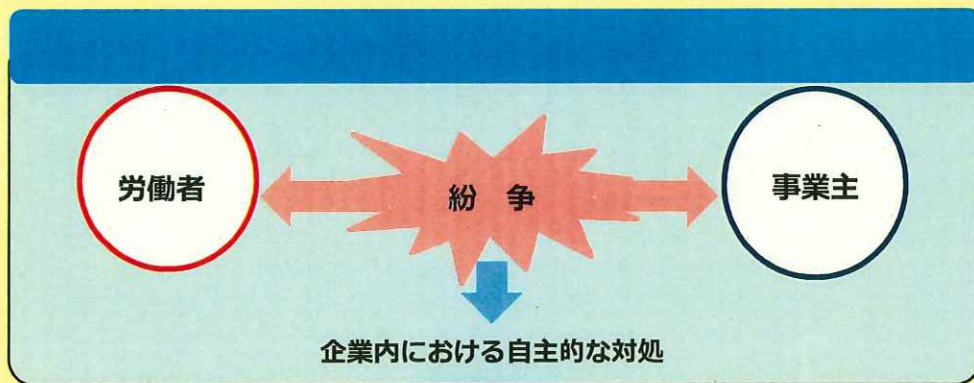
指導内容	件数	構成比
パワーハラスメント防止措置	0件	0.0%
パワハラ相談を理由とした不利益取扱い	0件	0.0%
事業主の責務 研修の実施等	0件	0.0%
事業主の責務 自らの言動	0件	0.0%
紛争解決援助の申出を理由とする不利益取扱い	0件	0.0%
調停申請を理由とする不利益取扱い	0件	0.0%
合計	0件	0.0%

(3) 紛争解決援助の状況

法第30条の5第1項に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は0件(前年度0件)であった。法第30条の6第1項に基づく調停の申請は1件(前年度0件)であり、申請内容は「相談理由不利益取扱い」に係るものであった。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、
パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく

紛争解決援助制度の概要



未解決

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- 男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム・有期雇用労働、パワーハラスメント等に関する相談の受付
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度・行政指導の説明

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、迅速に行政機関に解決してもらいたい場合

都道府県労働局長

都道府県労働局長による助言・指導・勧告

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合

調停会議

調停会議による調停・調停案の作成・受諾勧告

当事者の希望等に応じて

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく行政指導

2022（令和4）年7月8日施行

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ 女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表**していただきます。

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」	「職業生活と家庭生活との両立」
以下の①～⑧の8項目から1項目選択 + ⑨の項目（必須）*新設	以下の7項目から1項目選択 ※従来どおり
<ul style="list-style-type: none"> ①採用した労働者に占める女性労働者の割合 ②男女別の採用における競争倍率 ③労働者に占める女性労働者の割合 ④係長級にある者に占める女性労働者の割合 ⑤管理職に占める女性労働者の割合 ⑥役員に占める女性の割合 ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績 ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ①男女の平均継続勤務年数の差異 ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ③男女別の育児休業取得率 ④労働者の一月当たりの平均残業時間 ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ⑥有給休暇取得率 ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率
+	
<p style="color: #003366; font-weight: bold;">⑨男女の賃金の差異 の差異 (必須) *新設</p>	

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
※計算の前提とした重要事項を付記
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう 「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます

- ・ 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- ・ その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- ・ 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

任意の追加的な情報公表の例

自社における男女間賃金格差の背景事情がある場合に、追加情報として公表する。

例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

より詳細な雇用管理区分（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）が同じ**男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- ・ 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を**1時間当たりの額に換算する**

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

- 「男女の賃金の差異」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。



お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



健康労働福祉省

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部 (室)

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)



デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)



予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用できるようになった。

実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

山梨労働局発表
令和4年7月29日

職業安定部 職業安定課
職業安定課長 山田 一典
地方労働市場情報官 望月 雄一
電話 055-225-2857 (内線402・407)

山梨県の労働市場の動き（令和4年6月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は**1.44倍**で、前月に比べて0.05ポイント上昇。
○新規求人倍率（季節調整値）は**2.30倍**で、前月に比べて0.18ポイント上昇。
○正社員有効求人倍率は**0.98倍**で、前年同月に比べて0.19ポイント上昇。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

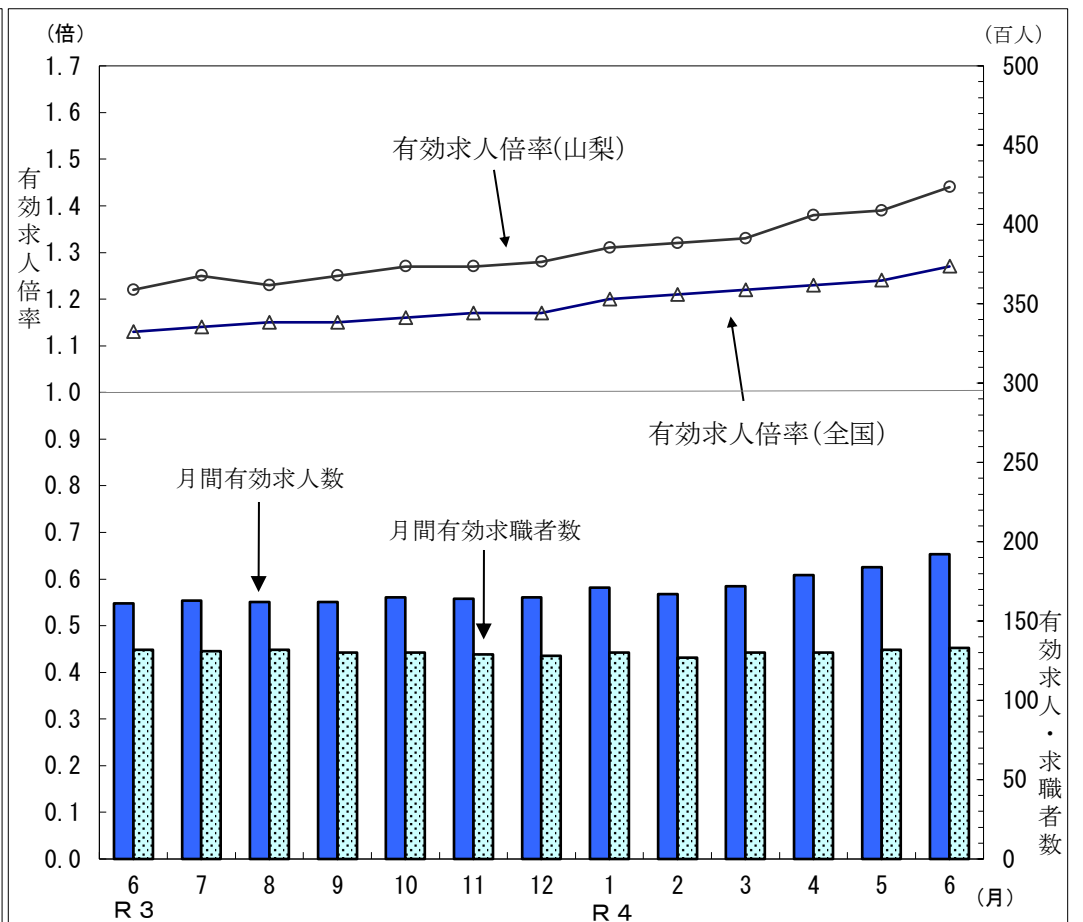
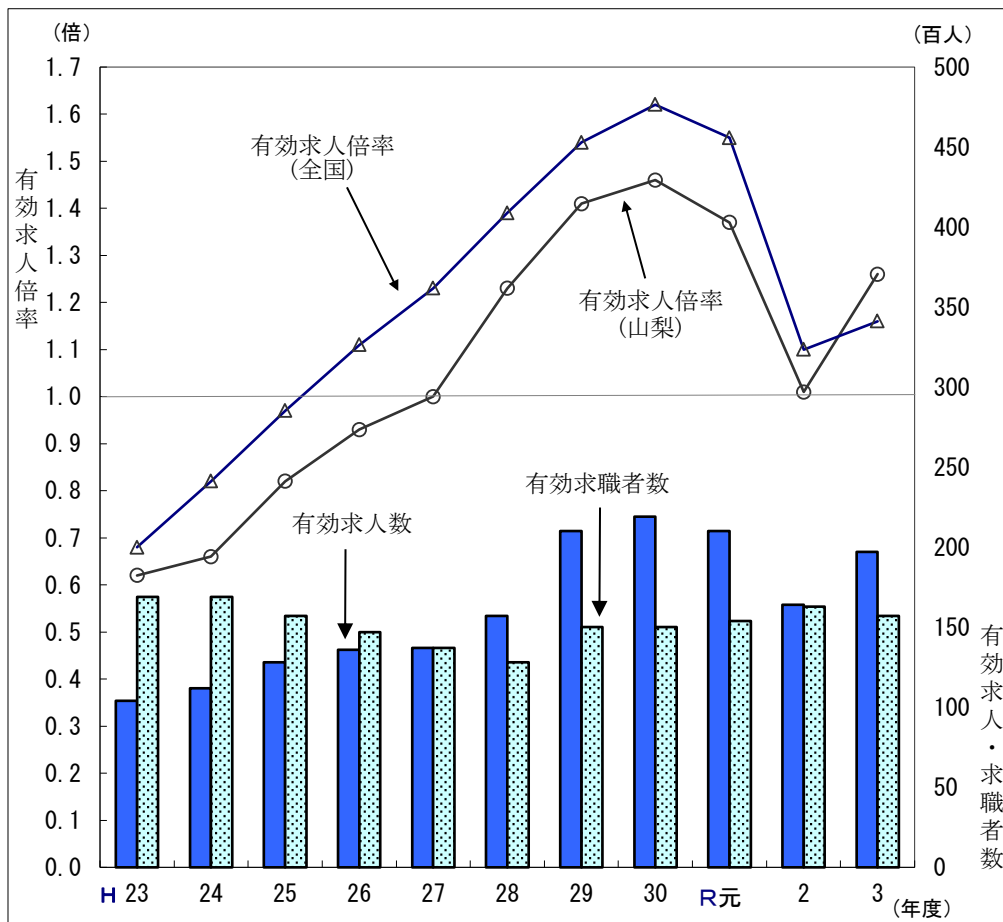
一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は19,164人となり、前月に比べ4.0%(744人)増加し、有効求職者（同値）は13,344人で前月に比べ0.9%(119人)増加しました。（※2-1, 10-2参照）

新規求人（原数値）は7,164人となり、前年同月と比較すると14.2%(890人)増加しました。

これを主な産業別でみると、建設業24.7%(119人)、製造業37.6%(353人)、情報通信業42.4%(28人)、卸売業,小売業16.4%(95人)、宿泊業,飲食サービス業46.7%(198人)、生活関連サービス業,娯楽業36.9%(96人)、教育,学習支援業22.4%(39人)、医療,福祉5.6%(79人)は増加となりました。一方、運輸業,郵便業▲29.7%(91人)、学術研究,専門・技術サービス業▲11.1%(9人)、サービス業▲4.3%(51人)は減少しました。（※3参照）

新規求職者（原数値）は2,821人となり、前年同月と比較すると7.7%(201人)増加しました。雇用形態別でみると、常用（パートを除く）は1,706人で2.5%(41人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は166人で▲8.8%(16人)減少し、自己都合離職者は605人で▲1.0%(6人)減少しました。

（※2-1, 4参照）



有効求人倍率（年度平均）

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
県	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26
全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16

有効求人倍率（季節調整値）

月	R3 6	7	8	9	10	11	12	R4 1	2	3	4	5	6
県	1.22	1.25	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39	1.44
全国	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。
4. ▲は減少である。
5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。								
項目		年 月			対 前 月		対 前 年 同 月	
		4年6月	4年5月 (前月)	3年6月 (前年同月)	増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	13,421	13,771	13,384	-	-	0.3	37
	季節調整値	13,344	13,225	13,248	0.9	119	-	-
2	新規求職申込件数(件)	2,821	2,961	2,620	-	-	7.7	201
	季節調整値	3,022	2,958	2,761	2.2	64	-	-
3	月間有効求人数(人)	18,397	17,880	15,600	-	-	17.9	2,797
	季節調整値	19,164	18,420	16,146	4.0	744	-	-
4	新規求人数(人)	7,164	5,953	6,274	-	-	14.2	890
	季節調整値	6,943	6,258	6,166	10.9	685	-	-
5	就職件数(件)	986	961	1,081	-	-	▲ 8.8	▲ 95
6	紹介件数(件)	2,879	2,850	3,305	-	-	▲ 12.9	▲ 426
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	1.37	1.30	1.17	-	-	-	0.20
	季節調整値	1.44	1.39	1.22	-	0.05	-	-
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	2.54	2.01	2.39	-	-	-	0.15
	季節調整値	2.30	2.12	2.23	-	0.18	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100)	35.0	32.5	41.3	-	-	▲ 6.3
10	充足率(%)	新規 (5/4*100)	13.8	16.1	17.2	-	-	▲ 3.4

※用語の説明

- 1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
 - 2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
 - 3欄、月間有効求人数とは、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
 - 4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
 - 5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
 - 9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」
 - 10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」
- ※▲は減少である。

正社員の職業紹介状況

年 月	全体の有効求人倍率 (季節調整値)	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率 (就職件数/新規求職者数)%		
		有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員
								正社員	非正社員				正社員	非正社員				正社員	非正社員			
令和3年 6月	1.22	0.79	7,854	6,172	2,620	1,665	955	63.5	36.5	6,274	2,573	3,701	41.0	59.0	1,081	364	717	33.7	66.3	41.3	21.9	75.1
7月	1.25	0.85	7,526	6,386	2,634	1,583	1,051	60.1	39.9	5,435	2,162	3,273	39.8	60.2	853	296	557	34.7	65.3	32.4	18.7	53.0
8月	1.23	0.86	7,509	6,475	2,634	1,673	961	63.5	36.5	4,913	1,934	2,979	39.4	60.6	781	333	448	42.6	57.4	29.7	19.9	46.6
9月	1.25	0.90	7,500	6,743	2,782	1,705	1,077	61.3	38.7	6,166	2,823	3,343	45.8	54.2	878	329	549	37.5	62.5	31.6	19.3	51.0
10月	1.27	0.92	7,644	7,019	3,065	1,828	1,237	59.6	40.4	6,176	2,400	3,776	38.9	61.1	943	340	603	36.1	63.9	30.8	18.6	48.7
11月	1.27	0.95	7,497	7,150	2,721	1,645	1,076	60.5	39.5	5,433	2,154	3,279	39.6	60.4	939	360	579	38.3	61.7	34.5	21.9	53.8
12月	1.28	0.99	7,205	7,101	2,252	1,421	831	63.1	36.9	6,052	2,722	3,330	45.0	55.0	826	328	498	39.7	60.3	36.7	23.1	59.9
令和4年 1月	1.31	0.95	7,497	7,127	3,386	2,011	1,375	59.4	40.6	6,664	2,457	4,207	36.9	63.1	753	296	457	39.3	60.7	22.2	14.7	33.2
2月	1.32	0.93	7,755	7,197	2,980	1,854	1,126	62.2	37.8	5,878	2,210	3,668	37.6	62.4	981	337	644	34.4	65.6	32.9	18.2	57.2
3月	1.33	0.91	8,095	7,387	3,419	1,991	1,428	58.2	41.8	7,110	2,869	4,241	40.4	59.6	1,541	426	1,115	27.6	72.4	45.1	21.4	78.1
4月	1.38	0.90	7,949	7,141	3,650	1,957	1,693	53.6	46.4	5,971	2,279	3,692	38.2	61.8	1,012	355	657	35.1	64.9	27.7	18.1	38.8
5月	1.39	0.94	7,802	7,301	2,961	1,705	1,256	57.6	42.4	5,953	2,385	3,568	40.1	59.9	961	318	643	33.1	66.9	32.5	18.7	51.2
6月	1.44	0.98	7,606	7,486	2,821	1,706	1,115	60.5	39.5	7,164	2,908	4,256	40.6	59.4	986	359	627	36.4	63.6	35.0	21.0	56.2
前年同月比 (率・差)	0.22	0.19	▲ 3.2	21.3	7.7	2.5	16.8	▲ 3.0	3.0	14.2	13.0	15.0	▲ 0.4	0.4	▲ 8.8	▲ 1.4	▲ 12.6	2.7	▲ 2.7	▲ 6.3	▲ 0.9	▲ 18.9

- (注) 1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(パートタイムを除く常用)となります。
 なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
 2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
 3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり、その他はすべて実数値となります。
 4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比(%)となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差(ポイント)となります。
 5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)
 6. ▲は減少である。
 7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産業別新規求人数の推移

■令和4年6月の新規求人(原数値)は7,164人となり、前年同月比で見ると、14.2%(890人)増加となりました。

主な産業別で見ると、同比で建設業、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉は増加となりました。一方、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業、サービス業は減少しました。

また、県内の主要産業である製造業においては同比37.6%(353人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業44.8%(90人)、金属製品製造業22.4%(13人)、はん用機械器具製造業30.8%(16人)、生産用機械器具製造業77.4%(48人)、業務用機械器具製造業32.0%(16人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業14.3%(8人)、電気機械器具製造業51.6%(47人)、輸送用機械器具製造業55.0%(22人)は増加となりました。

産業名	項目	人(全数) R4.6	前年同月数 (R3.6)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)		94	(105)	▲ 10.5	▲ 11
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)		3	(3)	0.0	0
D 建設業(06~08)		601	(482)	24.7	119
(06 総合工事業)		341	(291)	17.2	50
E 製造業(09~32)		1,292	(939)	37.6	353
09 食料品製造業		291	(201)	44.8	90
10 飲料・たばこ・飼料製造業		50	(34)	47.1	16
11 繊維工業		23	(12)	91.7	11
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		4	(5)	▲ 20.0	▲ 1
13 家具・装備品製造業		13	(10)	30.0	3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		18	(34)	▲ 47.1	▲ 16
15 印刷・同関連業		14	(7)	100.0	7
16 化学工業		28	(20)	40.0	8
17 石油製品・石炭製品製造業		0	(0)	-	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		67	(58)	15.5	9
19 ゴム製品製造業		0	(4)	▲ 100.0	▲ 4
21 窯業・土石製品製造業		30	(27)	11.1	3
22 鉄鋼業		23	(15)	53.3	8
23 非鉄金属製造業		23	(26)	▲ 11.5	▲ 3
24 金属製品製造業		71	(58)	22.4	13
25 はん用機械器具製造業		68	(52)	30.8	16
26 生産用機械器具製造業		110	(62)	77.4	48
27 業務用機械器具製造業		66	(50)	32.0	16
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		64	(56)	14.3	8
29 電気機械器具製造業		138	(91)	51.6	47
30 情報通信機械器具製造業		51	(12)	325.0	39
31 輸送用機械器具製造業		62	(40)	55.0	22
20,32 その他の製造業		78	(65)	20.0	13
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)		1	(0)	-	1
G 情報通信業(37~41)		94	(66)	42.4	28
H 運輸業,郵便業(42~49)		215	(306)	▲ 29.7	▲ 91
I 卸売業,小売業(50~61)		676	(581)	16.4	95
J 金融業,保険業(62~67)		10	(6)	66.7	4
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)		105	(95)	10.5	10
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)		72	(81)	▲ 11.1	▲ 9
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)		622	(424)	46.7	198
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)		356	(260)	36.9	96
O 教育,学習支援業(81,82)		213	(174)	22.4	39
P 医療,福祉(83~85)		1,488	(1,409)	5.6	79
Q 複合サービス事業(86,87)		24	(32)	▲ 25.0	▲ 8
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)		1,125	(1,176)	▲ 4.3	▲ 51
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)		173	(135)	28.1	38
合計		7,164	(6,274)	14.2	890
29人以下		4,547	(4,011)	13.4	536
30~99人		1,831	(1,589)	15.2	242
100~299人		551	(511)	7.8	40
300~499人		77	(75)	2.7	2
500~999人		112	(52)	115.4	60
1,000人以上		46	(36)	27.8	10

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。

② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。

③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況を見ると、29人以下(63.5%)、30~99人(25.6%)、100~299人(7.7%)、300~499人(1.1%)、500~999人(1.6%)、1,000人以上(0.6%)です。

求 職 の 動 向

■令和4年6月の新規求職者数(パートタイム及び臨時・季節を含む全数)は2,821人(原数値)となり、前年同月比で7.7%(201人)増加しました。(※2-1参照)

これを臨時・季節を除いた新規求職者数(含パート)で見ると、前年同月比(原数値)で7.6%(199人)増の2,801人となりました。

そのうち、在職者(パートを除く)については7.9%(56人)増の761人となり、離職者(パートを除く)においては▲2.6%(22人)減の831人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者(パートを除く)は▲8.8%(16人)減の166人となり、自己都合離職者(パートを除く)は▲1.0%(6人)減の605人となりました。

新規求職者数(パートを除く)を年齢別に前年同月比で見ると、44歳以下は3.3%(32人)増の998人となり、45歳以上は1.3%(9人)増の708人となりました。

【前年同月比(%)、人】

項目 年度別 月別	新規求職者(含パート)							新規求職者(パートを除く)					
	計	パートを除く						無業者	44歳以下		45歳以上		
		計	在職者	離職者		事業主 都合	自己 都合				45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上
H26年度	▲ 3.5	▲ 5.2	3.6	▲ 8.6	▲ 13.0			▲ 5.4	▲ 16.5	▲ 7.1 (18,909)	▲ 1.7 (10,371)	35.4	▲ 6.8
H27年度	▲ 6.2	▲ 6.4	▲ 3.5	▲ 5.9	▲ 12.8	▲ 2.5	▲ 22.3	▲ 6.5 (17,685)	▲ 6.4 (9,707)	35.4	▲ 6.4	▲ 2.8	
H28年度	▲ 4.9	▲ 7.6	0.9	▲ 12.3	▲ 20.0	▲ 9.2	▲ 17.1	▲ 8.4 (16,207)	▲ 6.1 (9,115)	36.0	▲ 3.5	8.9	
H29年度	▲ 4.0	▲ 5.5	0.8	▲ 10.0	▲ 18.1	▲ 6.4	▲ 10.3	▲ 7.1 (15,064)	▲ 2.7 (8,865)	37.0	▲ 3.2	▲ 2.9	
H30年度	▲ 1.3	▲ 2.9	▲ 5.8	0.6	▲ 4.6	2.1	▲ 10.1	▲ 7.3 (13,961)	4.6 (9,269)	39.9	10.1	23.7	
R元年度	0.6	▲ 2.7	▲ 5.7	▲ 1.1	2.3	▲ 2.9	7.2	▲ 7.1 (12,970)	4.0 (9,640)	42.6	11.2	29.0	
R 2 年度	▲ 3.1	▲ 2.3	▲ 11.3	0.0	26.5	▲ 9.0	38.8	▲ 5.2 (12,301)	1.5 (9,782)	44.3	2.6	▲ 9.8	
R 3 年度	▲ 2.9	▲ 4.4	4.5	▲ 6.5	▲ 30.4	4.2	▲ 29.8	▲ 2.1 (12,039)	▲ 7.2 (9,082)	43.0	▲ 6.2	5.1	
R3. 6	▲ 16.3	▲ 13.2	4.4	▲ 17.7	▲ 41.9	▲ 6.7	▲ 48.3	▲ 9.7 (966)	▲ 17.7 (699)	42.0	▲ 20.6	▲ 15.9	
	2,602	1,665	705	853	182	611	107	-	-	-	339	90	
7	▲ 12.7	▲ 16.1	▲ 5.2	▲ 23.0	▲ 46.7	▲ 11.5	▲ 16.5	▲ 14.1 (904)	▲ 18.6 (679)	42.9	▲ 11.1	▲ 4.0	
8	▲ 0.6	0.5	14.6	▲ 3.5	▲ 34.0	6.6	▲ 33.3	▲ 1.7 (960)	3.8 (713)	42.6	16.5	21.9	
9	▲ 4.4	▲ 3.9	1.8	▲ 2.6	▲ 23.2	3.5	▲ 31.2	▲ 3.4 (991)	▲ 4.7 (714)	41.9	6.2	22.1	
10	▲ 6.3	▲ 9.4	▲ 5.3	▲ 8.2	▲ 41.2	5.7	▲ 33.3	▲ 8.2 (1,101)	▲ 11.1 (727)	39.8	▲ 7.0	▲ 12.2	
11	5.5	4.1	7.7	2.3	▲ 39.9	21.5	▲ 1.5	10.5 (980)	▲ 4.0 (665)	40.4	▲ 5.4	17.8	
12	▲ 2.0	0.3	11.6	▲ 2.3	▲ 23.1	6.2	▲ 46.5	3.8 (789)	▲ 3.8 (632)	44.5	▲ 10.4	11.3	
R4. 1	2.7	1.5	12.4	▲ 2.4	▲ 11.2	3.6	▲ 31.3	▲ 4.5 (1,078)	9.5 (933)	46.4	2.9	6.8	
2	▲ 11.0	▲ 8.9	▲ 7.4	▲ 3.1	▲ 29.4	8.3	▲ 46.6	▲ 6.5 (1,051)	▲ 11.9 (803)	43.3	▲ 14.0	▲ 9.0	
3	0.5	▲ 2.1	10.3	▲ 6.3	▲ 23.6	0.4	▲ 39.4	2.3 (1,158)	▲ 7.6 (833)	41.8	▲ 5.8	▲ 0.9	
4	▲ 3.3	▲ 7.9	7.2	▲ 12.0	▲ 29.6	▲ 5.6	▲ 31.5	▲ 4.8 (1,071)	▲ 11.4 (886)	45.3	▲ 8.1	4.8	
5	8.0	5.2	12.7	4.9	▲ 0.5	4.5	▲ 28.8	2.1 (956)	9.5 (749)	43.9	16.0	12.0	
	2,942	1,705	690	926	195	655	89	-	-	-	384	112	
R4. 6	7.6	2.5	7.9	▲ 2.6	▲ 8.8	▲ 1.0	6.5	3.3 (998)	1.3 (708)	41.5	3.5	5.6	
	2,801	1,706	761	831	166	605	114	-	-	-	351	95	
前年同月差	199	41	56	▲ 22	▲ 16	▲ 6	7	-	32	-	9	12	

- (注) 1. 新規求職申込みをした求職者「常用:原数値」のみの数を計上してあります。
 2. () 内は原数値。
 3. 各月欄は、対前年同月増減比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は原数値。
 4. ▲は、減少である。

※1. 「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めのない場合、または4ヶ月以上の雇用期間が定められている場合をいいます。

※2. 「無業者」とは、離職後1年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は1倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が1倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和4年6月

項目 職業別		有効求職			有効求人	有効求人倍率
		計	男	女		
実数 (人)	合計	7,606	4,574	3,027	9,098	1.20
	A 管理的職業	30	26	4	39	1.30
	B 専門的・技術的職業	943	482	461	1,980	2.10
	C 事務的職業	1,767	555	1,210	761	0.43
	D 販売の職業	387	255	132	699	1.81
	E サービスの職業	698	332	366	1,603	2.30
	F 保安の職業	34	34	0	200	5.88
	G 農林漁業の職業	171	135	36	114	0.67
	H 生産工程の職業	1,242	953	288	1,893	1.52
	I 輸送・機械運転の職業	291	285	6	536	1.84
	J 建設・採掘の職業	176	172	4	756	4.30
	K 運搬・清掃・包装等の職業	585	460	124	517	0.88
	分類不能	1,282	885	396	0	0.00
	構成 比 (%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
A 管理的職業		0.4	0.6	0.1	0.4	-
B 専門的・技術的職業		12.4	10.5	15.2	21.8	-
C 事務的職業		23.2	12.1	40.0	8.4	-
D 販売の職業		5.1	5.6	4.4	7.7	-
E サービスの職業		9.2	7.3	12.1	17.6	-
F 保安の職業		0.4	0.7	0.0	2.2	-
G 農林漁業の職業		2.2	3.0	1.2	1.3	-
H 生産工程の職業		16.3	20.8	9.5	20.8	-
I 輸送・機械運転の職業		3.8	6.2	0.2	5.9	-
J 建設・採掘の職業		2.3	3.8	0.1	8.3	-
K 運搬・清掃・包装等の職業		7.7	10.1	4.1	5.7	-
分類不能		16.9	19.3	13.1	0.0	-

(注) ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合もあります。

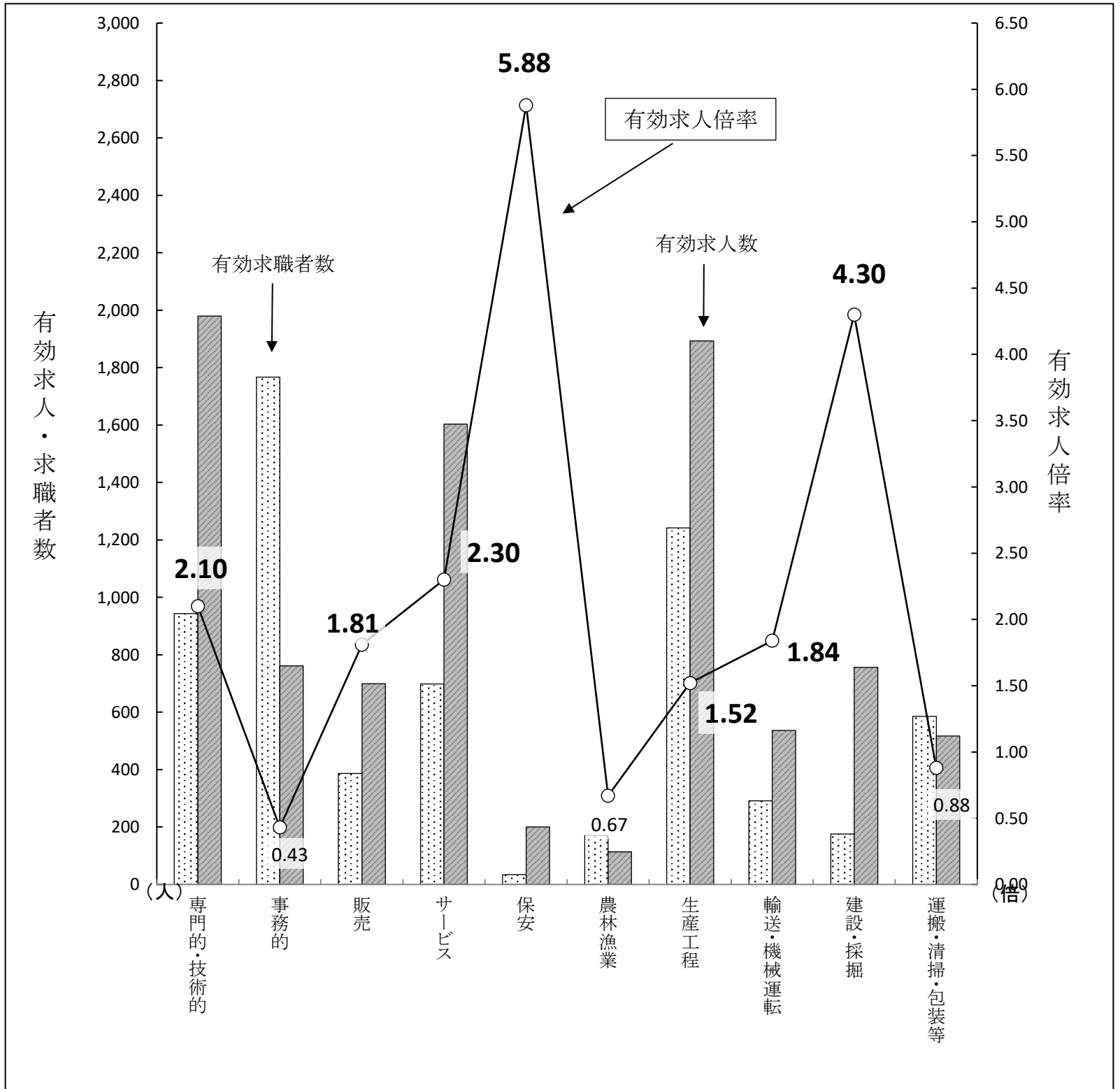
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

用語解説：

専門的・技術的職業：「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和4年6月



職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人人数	1,980	761	699	1,603	200	114	1,893	536	756	517	9,098
有効求職者数	943	1,767	387	698	34	171	1,242	291	176	585	7,606
有効求人倍率	2.10	0.43	1.81	2.30	5.88	0.67	1.52	1.84	4.30	0.88	1.20

(注)

- ① 「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。
- ② [職業]の合計欄には、[管理的職業]、[分類不能]を含みます。
- ③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

企 業 整 備 状 況

令和4年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目	合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 齢 者 数	
	件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人 員 整 理		倒 産		29人 以下	30～ 99人	100～ 499人	500人 以上		
					件数	人員	件数	人員						
平成27年度	50 (4.2)	968 (▲ 43.1)	37	490	13	478	27	15	8	0	486	
平成28年度	30 (▲ 40.0)	497 (▲ 48.7)	26	366	4	131	19	7	3	1	256	
平成29年度	27 (▲ 10.0)	767 (54.3)	24	574	3	193	17	5	3	2	520	
平成30年度	23 (▲ 14.8)	446 (▲ 41.9)	19	394	4	52	10	8	3	2	276	
令和元年度	36 (56.5)	494 (10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340	
令和2年度	74 (105.6)	1163 (135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795	
令和3年度	31 (▲ 58.1)	475 (▲ 59.2)	28	430	3	45	19	8	3	1	309	
令和4年度	8 (▲ 74.2)	111 (▲ 76.6)	8	111	0	0	5	2	1	0	68	
令 和 3 年 度	4月	2 (▲ 66.7)	21 (▲ 86.8)	2	21	0	0	2	0	0	0	11
	5月	2 (▲ 88.2)	26 (▲ 86.9)	2	26	0	0	2	0	0	0	18
	6月	3 (▲ 66.7)	60 (▲ 53.1)	2	49	1	11	2	0	1	0	50
	7月	3 (▲ 40.0)	36 (▲ 41.0)	2	22	1	14	2	1	0	0	22
	8月	3 (0.0)	35 (9.4)	3	35	0	0	2	0	0	1	29
	9月	4 (▲ 20.0)	42 (▲ 52.3)	3	22	1	20	2	2	0	0	28
	10月	2 (▲ 66.7)	16 (▲ 83.5)	2	16	0	0	2	0	0	0	15
	11月	5 (▲ 16.7)	91 (▲ 37.2)	5	91	0	0	2	2	1	0	47
	12月	2 (▲ 33.3)	25 (▲ 7.4)	2	25	0	0	2	0	0	0	5
	1月	0 (-)	0 (-)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	4 (▲ 50.0)	110 (▲ 14.7)	4	110	0	0	1	2	1	0	74
	3月	1 (▲ 66.7)	13 (▲ 61.8)	1	13	0	0	0	1	0	0	10
令 和 4 年 度	4月	3 (50.0)	26 (23.8)	3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1 (▲ 50.0)	7 (▲ 73.1)	1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	4 (33.3)	78 (30.0)	4	78	0	0	2	2	0	0	43
	7月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (-)	0 (-)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和4年度の数値は、令和5年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和3年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差で見ると、件数は1件(33.3%)増加、企業整備人員は18人(30.0%)増加となりました。
企業整備人員78人のうち、男性が49人(62.8%)、女性が29人(37.2%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は43人(55.1%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

項目 年度	1 適用事業所数		2 被保険者数		3 資格取得者数		4 資格喪失者数		5 4のうち 解雇者数		6 離職票 交付枚数		7 事務組 合 数	8 事務組合委託状況 事業所数		9 被保険者数		
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		
	年度																	
25年度	13,278	0.8	199,811	1.3	38,113	4.2	35,147	▲ 3.8	3,029	▲ 29.1	23,410	▲ 6.9	81	4,843	1.7	27,107	3.3	
26年度	13,472	1.5	202,838	1.5	40,265	5.6	36,736	4.5	4,048	33.6	23,982	2.4	82	4,925	1.7	28,256	4.2	
27年度	13,646	1.3	206,284	1.7	39,873	▲ 1.0	35,714	▲ 2.8	2,828	▲ 30.1	23,129	▲ 3.6	82	5,012	1.8	28,920	2.3	
28年度	13,894	1.8	212,205	2.9	40,511	1.6	34,458	▲ 3.5	2,210	▲ 21.9	22,402	▲ 3.1	80	5,065	1.1	29,833	3.2	
29年度	14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7	
30年度	14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4	
元年度	14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9	
2年度	14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2	
3年度	14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4	
令和3年度	4月	14,735	2.5	223,878	0.5	5,937	▲ 1.8	6,885	0.6	367	▲ 38.7	4,312	▲ 6.7	78	5,286	1.6	31,659	▲ 0.4
	5月	14,752	2.2	226,443	0.7	5,027	▲ 1.8	2,541	▲ 16.0	147	▲ 51.2	1,592	▲ 14.7	78	5,275	1.5	31,498	0.9
	6月	14,788	2.0	227,418	0.6	3,432	▲ 6.1	2,643	2.6	123	▲ 57.4	1,578	▲ 4.0	78	5,289	1.6	31,710	1.0
	7月	14,821	2.0	227,520	0.7	2,708	▲ 9.6	2,619	▲ 8.6	141	▲ 69.1	1,688	▲ 15.3	78	5,301	1.5	31,800	1.0
	8月	14,849	1.8	227,340	0.5	2,367	▲ 2.8	2,551	9.7	119	▲ 32.8	1,573	1.4	78	5,313	1.5	31,845	1.0
	9月	14,818	1.7	227,259	0.5	2,478	▲ 2.7	2,629	3.5	108	▲ 14.3	1,630	1.4	78	5,303	1.0	31,816	0.4
	10月	14,841	1.7	226,821	0.6	2,552	▲ 7.9	3,040	▲ 3.3	157	▲ 50.8	1,812	▲ 5.4	78	5,305	0.8	31,818	0.8
	11月	14,860	1.7	226,932	0.5	2,428	▲ 0.0	2,290	8.2	81	▲ 53.7	1,407	2.1	78	5,313	0.9	31,805	0.7
	12月	14,883	1.8	226,601	0.4	2,115	▲ 6.4	2,479	6.2	127	7.6	1,557	7.5	78	5,313	0.7	31,644	0.2
	1月	14,917	1.8	225,962	0.3	2,282	▲ 1.1	2,939	8.3	92	▲ 54.9	1,830	▲ 0.4	78	5,318	0.6	31,568	0.1
	2月	14,944	1.8	225,887	0.2	2,265	▲ 1.5	2,267	4.2	105	▲ 27.1	1,474	0.3	78	5,324	0.5	31,502	▲ 0.5
	3月	14,968	1.7	225,741	0.2	2,588	▲ 2.3	2,719	▲ 0.6	133	▲ 24.9	1,784	2.5	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4
令和4年度	4月	14,997	1.8	226,125	1.0	6,933	16.8	6,640	▲ 3.6	269	▲ 26.7	4,260	▲ 1.2	78	5,333	0.9	31,538	▲ 0.4
	5月	15,002	1.7	227,988	0.7	4,695	▲ 6.6	2,822	11.1	121	▲ 17.7	1,767	11.0	78	5,308	0.6	31,675	0.6
	6月	15,025	1.6	228,720	0.6	3,475	1.3	2,729	3.3	153	24.4	1,702	7.9	78	5,313	0.5	31,834	0.4
	7月																	
	8月																	
	9月																	
	10月																	
	11月																	
	12月																	
	1月																	
	2月																	
	3月																	

* 1欄「適用事業所数」、2欄「被保険者数」、7欄「事務組合数」、事務組合委託状況の8欄「事業所数」、9欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（3月）の数値です。

* 「7欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位：千円

項目 年度	1 一般受給資格 決定件数		2 基本手当 初回受給者数		3 求 職 者 給 付						4 就 職 促 進 給 付				5 失業等給付支給総額			
	対前年増減率	対前年増減率	実人員	対前年増減率	一般被保険者 (基本手当)		高年齢継続被保険者 (高年齢求職者給付)		短期雇用特例被保険者 (特例一時金)		再就職手当		常用就職支度手当		対前年増減率			
					受給者	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員	支給金額				
					対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率				
24年度	11,597	0.0	9,987	3.2	3,758	2.2	5,582,041	1,152	241,416	370	69,887	2,439	782,086	63	6,730	9,158,671	4.3	
25年度	10,024	▲ 13.6	8,338	▲ 16.5	3,414	▲ 9.2	5,056,966	1,186	247,339	365	68,604	2,382	758,941	96	14,741	8,750,821	▲ 4.5	
26年度	9,752	▲ 2.7	8,135	▲ 2.4	3,081	▲ 9.8	4,511,754	1,360	291,134	341	63,272	2,532	877,385	91	11,573	8,573,469	▲ 2.0	
27年度	8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7	
28年度	8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6	
29年度	7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6	
30年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7	
元年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8	
2年度	9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7	
3年度	7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3	
令和3年度	4月	1,000	▲ 5.3	574	▲ 1.4	2,454	6.5	311,737	363	82,591	3	552	137	50,300	3	514	800,493	22.3
	5月	764	▲ 29.6	761	▲ 26.2	2,589	▲ 7.3	307,047	391	88,450	1	265	147	63,809	3	562	842,939	▲ 1.2
	6月	659	▲ 26.3	584	▲ 35.3	2,721	▲ 17.1	358,129	216	45,960	1	223	200	76,939	3	403	805,788	▲ 0.0
	7月	560	▲ 34.8	618	▲ 27.4	2,763	▲ 21.8	348,280	162	34,692	0	0	192	73,175	1	87	826,514	▲ 18.9
	8月	543	▲ 23.7	537	▲ 33.9	2,758	▲ 25.5	348,118	158	33,812	0	0	180	70,816	1	186	751,568	▲ 13.3
	9月	564	▲ 10.8	464	▲ 28.4	2,590	▲ 28.7	349,689	144	30,551	0	1	170	61,045	1	138	810,513	▲ 21.9
	10月	656	▲ 26.0	453	▲ 26.9	2,433	▲ 29.3	304,746	173	36,646	0	2	239	94,865	4	719	769,226	▲ 22.3
	11月	584	5.8	544	▲ 12.1	2,314	▲ 27.4	279,212	193	39,873	0	0	193	78,495	1	197	794,243	▲ 15.9
	12月	464	▲ 10.6	486	0.0	2,298	▲ 21.7	297,171	123	26,143	4	637	169	62,274	5	911	699,455	▲ 20.4
	1月	596	▲ 6.3	441	▲ 1.3	2,206	▲ 20.9	275,256	161	35,380	133	25,080	145	52,983	4	591	814,856	▲ 12.6
	2月	546	▲ 5.2	515	▲ 8.4	2,182	▲ 18.2	253,854	149	30,411	89	17,574	142	50,581	4	812	647,366	▲ 18.5
	3月	593	▲ 11.9	482	▲ 6.4	2,170	▲ 17.9	300,562	162	33,097	4	910	175	61,090	9	1,415	843,550	▲ 10.9
令和4年度	4月	920	▲ 8.0	497	▲ 13.4	2,026	▲ 17.4	246,884	335	71,789	3	540	62	26,390	1	175	669,024	▲ 16.4
	5月	786	2.9	632	▲ 17.0	2,076	▲ 19.8	248,797	466	105,568	4	923	148	61,395	4	702	846,934	0.5
	6月	660	0.2	602	3.1	2,344	▲ 13.9	304,790	208	44,036	0	0	262	93,633	2	337	739,590	▲ 8.2
	7月																	
	8月																	
	9月																	
	10月																	
11月																		
12月																		
1月																		
2月																		
3月																		

* 受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
 * 失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
 * 「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	3,997	3,985	4,119	3,899	3,958	3,859	3,983	3,894	3,959	3,645	3,764	3,858
2014	26年	3,757	3,001	3,885	3,873	3,725	3,618	3,767	3,803	3,666	3,769	3,992	3,491
2015	27年	3,506	3,622	3,434	3,510	3,614	3,655	3,589	3,504	3,383	3,553	3,487	3,546
2016	28年	3,109	3,569	3,225	3,230	3,241	3,385	3,280	3,190	3,335	3,143	3,244	3,082
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,025	3,120	3,155	3,221	3,139	2,931	2,955	3,202	3,092	3,159	3,054	3,114
2019	31・元年	3,099	3,048	3,138	3,064	3,241	3,255	3,304	3,024	3,082	3,043	3,105	3,402
2020	2年	3,346	3,053	2,966	2,791	2,831	3,216	3,202	3,050	3,006	2,987	2,997	2,878
2021	3年	2,995	3,094	2,916	2,982	2,897	2,761	2,819	2,935	2,884	2,933	2,869	2,814
2022	4年	3,065	2,702	3,136	2,942	2,958	3,022						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年2月の5,146人、過去最低数は昭和44年3月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,177	4,424	4,532	4,444	4,867	4,992	4,693	4,891	4,847	4,892	5,092	4,907
2014	26年	5,165	4,482	5,070	5,023	5,098	4,887	5,138	4,853	5,300	4,868	5,074	5,087
2015	27年	5,235	5,034	4,933	4,826	5,031	4,952	5,013	5,049	4,959	5,479	5,284	5,174
2016	28年	4,915	5,192	5,368	5,487	5,642	5,695	5,504	5,724	5,894	5,815	5,930	5,295
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,288	6,172	6,631	6,668	6,151	6,320	6,548	6,484	6,458	6,718	6,327	6,057
2019	31・元年	6,453	6,560	6,248	6,423	6,693	6,464	6,581	6,687	5,987	6,117	5,938	5,965
2020	2年	6,146	5,638	5,140	3,886	4,832	4,841	4,704	4,802	5,068	5,022	5,540	5,365
2021	3年	4,841	5,237	5,770	5,169	5,692	6,166	5,659	5,527	6,068	5,999	5,941	6,235
2022	4年	6,192	5,406	6,579	6,363	6,258	6,943						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年6月の6,943人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.05	1.11	1.10	1.14	1.23	1.29	1.18	1.26	1.22	1.34	1.35	1.27
2014	26年	1.37	1.49	1.31	1.30	1.37	1.35	1.36	1.28	1.45	1.29	1.27	1.46
2015	27年	1.49	1.39	1.44	1.37	1.39	1.35	1.40	1.44	1.47	1.54	1.52	1.46
2016	28年	1.58	1.45	1.66	1.70	1.74	1.68	1.68	1.79	1.77	1.85	1.83	1.72
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.08	1.98	2.10	2.07	1.96	2.16	2.22	2.02	2.09	2.13	2.07	1.95
2019	31・元年	2.08	2.15	1.99	2.10	2.07	1.99	1.99	2.21	1.94	2.01	1.91	1.75
2020	2年	1.84	1.85	1.73	1.39	1.71	1.51	1.47	1.57	1.69	1.68	1.85	1.86
2021	3年	1.62	1.69	1.98	1.73	1.96	2.23	2.01	1.88	2.10	2.05	2.07	2.22
2022	4年	2.02	2.00	2.10	2.16	2.12	2.30						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成2年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年3月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.34	1.38	1.38	1.41	1.43	1.47	1.47	1.50	1.50	1.57	1.57	1.59
2014	26年	1.64	1.69	1.63	1.63	1.63	1.65	1.67	1.65	1.66	1.69	1.69	1.75
2015	27年	1.77	1.72	1.76	1.76	1.76	1.79	1.83	1.84	1.86	1.84	1.89	1.89
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.05	2.01	2.03	2.08	2.10	2.09	2.14	2.16
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.34	2.33	2.37	2.38	2.37	2.45	2.45	2.38	2.47	2.39	2.41	2.41
2019	31・元年	2.45	2.47	2.43	2.48	2.46	2.39	2.38	2.44	2.31	2.41	2.36	2.41
2020	2年	2.07	2.24	2.23	1.87	1.95	1.73	1.73	1.85	1.93	1.80	1.99	2.02
2021	3年	1.99	1.93	1.97	1.90	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19
2022	4年	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年4月の2.48倍、過去最低倍率は平成21年5月の0.76倍

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	16,912	16,649	16,622	16,497	16,492	16,469	16,192	16,037	16,284	15,597	15,420	15,244
2014	26年	15,093	14,207	14,396	14,529	14,810	14,596	14,578	14,621	14,769	14,848	15,125	14,667
2015	27年	14,537	14,541	14,432	14,247	14,083	14,121	14,092	13,962	13,711	13,564	13,487	13,400
2016	28年	13,072	13,270	13,123	13,037	12,811	12,759	12,788	12,756	12,860	12,797	12,731	12,514
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,407	12,334	12,300	12,473	12,560	12,450	12,301	12,350	12,343	12,479	12,596	12,603
2019	31・元年	12,474	12,413	12,459	12,509	12,646	12,775	12,968	12,881	12,813	12,492	12,590	12,778
2020	2年	13,174	13,156	12,940	12,354	12,327	12,683	13,516	14,239	14,353	14,337	14,409	14,004
2021	3年	13,832	13,752	13,497	13,406	13,341	13,248	13,092	13,151	13,030	12,980	12,881	12,828
2022	4年	13,028	12,728	12,976	12,988	13,225	13,344						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年7月の21,706人、過去最低数は昭和44年2月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	10,760	11,170	11,526	11,713	12,258	12,814	12,843	12,721	12,662	12,817	13,123	13,461
2014	26年	13,612	12,992	13,238	13,016	13,576	13,635	13,661	13,453	13,757	13,596	13,668	13,600
2015	27年	13,765	13,881	13,885	13,675	13,321	13,170	13,433	13,687	13,605	13,880	14,090	14,336
2016	28年	13,473	14,001	14,216	14,655	15,121	15,372	15,298	15,503	15,768	15,868	15,815	15,418
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,222	18,125	17,956	18,383	18,425	18,033	18,036	18,382	18,493	18,464	18,339	17,896
2019	31・元年	17,873	18,029	18,027	18,072	18,286	18,706	18,754	18,340	17,941	17,383	16,802	16,796
2020	2年	16,986	16,646	15,445	13,765	12,540	12,586	12,853	13,085	13,304	13,645	13,950	14,319
2021	3年	14,322	14,358	14,965	15,576	15,939	16,146	16,305	16,222	16,235	16,461	16,377	16,455
2022	4年	17,080	16,747	17,245	17,890	18,420	19,164						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年6月の19,164人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.64	0.67	0.69	0.71	0.74	0.78	0.79	0.79	0.78	0.82	0.85	0.88
2014	26年	0.90	0.91	0.92	0.90	0.92	0.93	0.94	0.92	0.93	0.92	0.90	0.93
2015	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.95	0.93	0.95	0.98	0.99	1.02	1.04	1.07
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.22	1.23	1.24	1.24	1.23
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.47	1.46	1.47	1.47	1.45	1.47	1.49	1.50	1.48	1.46	1.42
2019	31・元年	1.43	1.45	1.45	1.44	1.45	1.46	1.45	1.42	1.40	1.39	1.33	1.31
2020	2年	1.29	1.27	1.19	1.11	1.02	0.99	0.95	0.92	0.93	0.95	0.97	1.02
2021	3年	1.04	1.04	1.11	1.16	1.19	1.22	1.25	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28
2022	4年	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39	1.44						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年7月、8月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.84	0.85	0.87	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.99	1.01	1.03
2014	26年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14
2015	27年	1.15	1.16	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.38	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.61	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.63
2019	31・元年	1.63	1.63	1.62	1.62	1.62	1.60	1.59	1.60	1.59	1.59	1.57	1.57
2020	2年	1.49	1.45	1.39	1.31	1.18	1.12	1.08	1.05	1.04	1.05	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17
2022	4年	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年8月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,644	4,855	4,870	4,850	4,972	5,181	5,022	5,018	5,088	5,108	5,315	5,161
2014	26年	5,546	4,623	5,329	5,627	5,389	5,206	5,470	5,281	5,871	5,294	5,442	5,624
2015	27年	5,548	5,479	5,305	5,392	5,587	5,462	5,483	5,551	5,555	6,162	5,874	5,802
2016	28年	5,530	5,746	6,101	6,184	6,222	6,416	6,286	6,429	6,549	6,485	6,507	6,278
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,081	7,038	7,480	7,788	6,769	7,004	7,351	7,461	7,333	7,510	7,252	6,979
2019	31・元年	7,226	7,421	7,184	7,143	7,410	7,306	6,989	7,592	6,908	6,824	6,757	7,033
2020	2年	6,722	6,429	6,074	4,524	4,986	5,224	5,304	5,209	5,528	5,631	6,127	5,909
2021	3年	5,556	6,003	6,421	5,841	6,145	6,532	6,362	6,305	6,725	6,731	6,695	6,816
2022	4年	7,188	6,359	7,306	7,486	6,930	7,318						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	11,904	12,270	12,856	12,690	13,040	13,380	13,541	13,401	13,321	13,297	13,674	14,102
2014	26年	14,409	13,547	14,006	14,101	14,703	14,793	14,764	14,527	14,892	14,870	14,953	14,756
2015	27年	14,949	15,144	15,154	14,933	14,808	14,740	14,955	15,170	15,090	15,467	15,832	16,098
2016	28年	15,304	15,666	16,091	16,625	17,201	17,363	17,466	17,653	17,951	17,982	17,713	17,356
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,651	20,610	20,215	20,970	21,080	20,639	20,554	21,003	20,956	20,923	20,930	20,345
2019	31・元年	20,164	20,350	20,178	20,159	20,573	21,091	20,945	20,547	20,211	19,561	19,076	19,082
2020	2年	19,106	18,803	17,417	15,890	14,225	14,074	14,301	14,570	14,726	15,166	15,618	15,942
2021	3年	15,936	16,147	16,713	17,392	17,813	18,107	18,278	18,185	18,291	18,484	18,405	18,512
2022	4年	19,184	18,948	19,459	20,293	20,960	21,813						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.16	1.22	1.18	1.24	1.26	1.34	1.26	1.29	1.29	1.40	1.41	1.34
2014	26年	1.48	1.54	1.37	1.45	1.45	1.44	1.45	1.39	1.60	1.40	1.36	1.61
2015	27年	1.58	1.51	1.54	1.54	1.55	1.49	1.53	1.58	1.64	1.73	1.68	1.64
2016	28年	1.78	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.92	2.02	1.96	2.06	2.01	2.04
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.34	2.26	2.37	2.42	2.16	2.39	2.49	2.33	2.37	2.38	2.37	2.24
2019	31・元年	2.33	2.43	2.29	2.33	2.29	2.24	2.12	2.51	2.24	2.24	2.18	2.07
2020	2年	2.01	2.11	2.05	1.62	1.76	1.62	1.66	1.71	1.84	1.89	2.04	2.05
2021	3年	1.86	1.94	2.20	1.96	2.12	2.37	2.26	2.15	2.33	2.29	2.33	2.42
2022	4年	2.35	2.35	2.33	2.54	2.34	2.42						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.70	0.74	0.77	0.77	0.79	0.81	0.84	0.84	0.82	0.85	0.89	0.93
2014	26年	0.95	0.95	0.97	0.97	0.99	1.01	1.01	0.99	1.01	1.00	0.99	1.01
2015	27年	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.09	1.10	1.14	1.17	1.20
2016	28年	1.17	1.18	1.23	1.28	1.34	1.36	1.37	1.38	1.40	1.41	1.39	1.39
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.66	1.67	1.64	1.68	1.68	1.66	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.61
2019	31・元年	1.62	1.64	1.62	1.61	1.63	1.65	1.62	1.60	1.58	1.57	1.52	1.49
2020	2年	1.45	1.43	1.35	1.29	1.15	1.11	1.06	1.02	1.03	1.06	1.08	1.14
2021	3年	1.15	1.17	1.24	1.30	1.34	1.37	1.40	1.38	1.40	1.42	1.43	1.44
2022	4年	1.47	1.49	1.50	1.56	1.58	1.63						

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。